

2018年10月1日より

再診時選定療養費 2,700 円(税込)を

徴収する事となりました。

*** 再診時選定療養費とは**

医療の機能分担を推進し高度・専門医療を行なう事を目的として
2018年度 **厚生労働省が400床以上の病院へ義務付けました。**

- ①症状が安定し、担当医より他の医療機関に対して紹介を行なったにも関わらず患者様自身の判断で当院を受診される場合
 - ②当院から他の医療機関へ紹介した患者様が、他の医療機関の紹介状無しに再度受診する場合
 - ③今までの診療と同一の病名・症状でも、患者様が任意で診療を中止し **1ヶ月以上経過後受診する場合**（1年経過後は初診扱い）
- 上記の場合当院で通常の診療費とは別にお支払い頂く費用です

当院は地域の医療機関・診療所等との連携・役割分担を
推進する事により **365日24時間**安心・安全な医療を継続し
提供するよう努めております。

皆様のご理解・ご協力をお願い致します。